

特定器材マスターの改定について

下記のとおり、特定器材マスターの改定についてお知らせします。
なお、改定内容については、別紙をご参照ください。

記

- 1 令和 3 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 324 号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：10 コード）
なお、令和 3 年 9 月 1 日から適用のため、令和 3 年 8 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。
- 2 同号に基づく材料価格の変更（変更区分「5」：3 コード）
なお、令和 3 年 10 月 1 日から適用のため、令和 3 年 9 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。
- 3 令和 2 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号「別表 IX 経過措置」(1)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1 コード）
なお、廃止年月日は令和 3 年 8 月 31 日であるため、令和 3 年 9 月診療分以降の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。
- 4 特定器材名・規格名におけるカナ名称の変更（変更区分「5」：1 コード）

特定器材マスター登録内容の一部変更

(令和3年9月1日適用)

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	064	710011128	脊椎スクリュー（伸展型）	1	113,000	3		新設		
02	078	710011129	人工骨（汎用型・吸収型・綿形状）	1	148,000	3		新設		0.1g当たり14,800円と告示されていることから、レセプト請求時にはご留意願います。
02	087	710011130	植込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去・16極・変換）	1	1,830,000	3		新設		
02	132	710011131	ガイディングカテーテル（脳血管用・紡錘型）	1	94,800	3		新設		
02	133	710011073	血栓除去用カテーテル（脳血栓除去用・直接吸引型）・指定番号	1	286,000	9		廃止		
02	209	710011122	吸着式血液浄化用浄化器（閉塞性動脈硬化症用）			5	カナ名称	キューチャクシキケツエキシヨウカヨウシ	キューチャクシキケツエキシヨウカヨウシ	
02	211	710011132	植込型骨導補聴器（直接振動型）（インプラント）	1	720,000	3		新設		
02	211	710011133	植込型骨導補聴器（直接振動型）（音声信号処理装置）	1	325,000	3		新設		
02	211	710011134	植込型骨導補聴器（直接振動型）（オプション部品）	1	29,800	3		新設		
05	001	710011135	人工骨（汎用型・吸収型・綿形状）	1	148,000	3		新設		0.1g当たり14,800円と告示されていることから、レセプト請求時にはご留意願います。
06	069	710011136	磁性アタッチメント（磁石構造体）	1	7,770	3		新設		
06	069	710011137	磁性アタッチメント（キーパー）	1	2,330	3		新設		

(令和3年10月1日適用)

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
06	006	710010176	歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）			5	金額	2,951	2,668	
06	011	710010181	歯科鋳造用銀合金第1種（銀60%以上インジウム5%未満）			5	金額	145	130	
06	012	710010182	歯科鋳造用銀合金第2種（銀60%以上インジウム5%以上）			5	金額	163	151	